令和6年8月30日(金) **知多市報道発表資料** 

幼児保育課

担当:運営チーム 北川

(0562 - 36 - 2659)

## 育児休業中における在園児の保育所等の継続利用について 2歳児以上の全ての児童に拡大

保育所等の在園児の保護者が育児休業を取得した場合、継続して入所できる対象児童を 2歳児以上の児童に拡大するよう見直しを行います。

## 1 制度見直しの内容

これまで育児休業中における在園児の保育所等継続利用については、保護者が育児休業を取得した時点で3歳児(年少)以上及び次の要件に該当する2歳児の児童のみ、継続して利用することができました。

- (1) 保護者が多胎出産後に育児休業を取得した際、休業開始前に既に入所している2歳児の 児童
- (2) 新生児を除く3歳児未満の児童が2人以上いる世帯の保護者が、育児休業を取得した際、休業開始前に既に入所している2歳児の児童

今回の見直しでは、これらの要件に関わらず育児休業開始前に既に入所している2歳児以上の全ての児童について継続して保育所等を利用することができるようになります。

## 2 実施時期

令和6年9月から